

#### 4－(9) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

|   | 区 域 の 区 分                                  | 時 間 の 区 分             |                          |
|---|--------------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
|   |                                            | 昼 間<br>(午前 6 時～午後10時) | 夜 間<br>(午後10時～翌日の午前 6 時) |
| 1 | a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域                 | 65デシベル                | 55デシベル                   |
| 2 | a区域のうち2車線以上の道路に面する区域                       | 70デシベル                | 65デシベル                   |
| 3 | b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル                | 70デシベル                   |

（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで，2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は，次表を用いる

| 昼 間    | 夜 間    |
|--------|--------|
| 75デシベル | 70デシベル |

（注） a区域：専ら住居の用に供される区域  
b区域：主として住居の用に供される区域  
c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

#### 4－(10) 騒音規制法に基づく地域指定状況

| 対 象 市 町 村 |
|-----------|
| 全市町村（※）   |

※ 鹿児島市は平成8年に中核市となって以降，鹿児島市長が独自に指定。  
薩摩川内市は平成18年度から，権限移譲により薩摩川内市長が独自に指定。  
鹿屋市，霧島市は平成19年度から，権限移譲により各市長が独自に指定。